獣医事相談等における対応事例

県央家畜保健衛生所

田村 みず穂 亀井 勝浩

箭内 誉志徳 久末 修司

前田 卓也

はじめに

神奈川県内の飼育動物診療施設数(以

表1 管内の飼育動物診療施設数

下、診療施設)は全国で東京都に次いで多く、家畜保健衛生所(以下、家保) 県央家保管内の再編整備があった平成 21 年から毎年 湘南家保管内の12月31日現在の統計では、1,000 件 県合計以上で推移している。

開央家保管内802件810件832件湖南家保管内222件219件215件県合計1024件1029件1047件

(12 月 31 日現在)

このうちおよそ 8割が当所管内にある診

療施設である(表1)。これらの施設に

関する獣医事相談等の件数は増加傾向にあり、平成22年度以降は200件を超えている(表2)。この中には診療形態の多様化により従来見られなかったものが含まれており、今後も同様の相談等が寄せられる可能性がある。そこで、平成21年度以降で特に対応の難しかった3事例について、問題点や今後の対

応も含めて示す。

表2 当所への相談等の件数と内訳 (年度)

内訳	H21	H22	H23
法第3条の届出	27件	105件	117件
開設の有無	16件	43件	46件
広告	10件	7件	7件
診療施設数	0件	3件	6件
診療内容	9件	9件	18件
診療報酬	1件	3件	2件
その他	9件	49件	41件
合計	72件	219件	237件

対応事例

1 イベントブース内での診療施設の開設について

平成23年 4月に法人代表者から、「土曜日を含む連休 3日間を使って開催するイベントで、来場者の犬猫にマイクロチップの埋込みを行うブースを設置する予定があるが、診療施設の開設届出が必要か」との相談が寄せられた。このイベントは毎年開催され、平成23年度は当所管内で他に 3回のイベントで開設する予定があった。

対応として、まず 2日間以上の開設は継続・反復した業であり、マイクロチップの埋込みは診療 行為であることから、開設を届け出るよう指導した。さらに、毎年の開催であってもブースの場所 は異なること、場所の異なる他のイベントにも 2日間以上参加する予定があることから、同じ内容 で開設をする度、開設及び廃止を届け出るよう指導した。開設に当たっては、必要な事項となる次 の 2点について要件を満たしているかを確認した。 1点目は獣医療法第 4条に基づく診療施設の構 造設備の基準についてで、この中に規定されている「逸走防止の設備」はサークルを設置すること、 「感染防止の設備」は移動式のケージを設置すること、「消毒の設備」はアルコール噴霧器を設置 することで対応するとの説明を受け、その内容で要件を満たすと判断した。 2点目は獣医師法第21 条に基づく診療簿の記載事項についてで、これはマイクロチップの登録申込用紙で規定の事項を満 たすことを確認した。

指導の中で問題となったことは、獣医療法第3条で規定されている開設の日から10日以内の届出を行うと、廃止後に届出を収受する可能性がある点である。そのため、イベント開催前に開設者と連絡をとり、開設届出内容の確認を行うなどの情報収集を行った上で、診療施設としての要件が整っている期間を開設期間と考え、イベント前でもブース設置が可能であれば開設届を収受を行った。次に、簡易施設での開設であることから届出された診療施設の構造設備の状況が、実際に基準に適合しているか確認する必要性があったため、平成24年度はイベント開催当日に巡回を実施した。その結果、逸走防止の設備に改善の余地があったため、指導を実施した。今後も必要に応じて巡回をし、診療施設の適正管理の指導に努めていく必要がある。

同様の例として休日を利用した犬猫の譲渡会でのマイクロチップの埋込みなどについて相談があり、相談のあった診療施設へは開設状況を把握できるよう、開設前に家保へ事前連絡することを指導している。加えて、開設前に届出が可能となるように獣医療法第3条の整備を国へ求めていく必要がある。

2 歯科医師による犬の歯科治療の記載のあったホームページについて

平成23年 3月に獣医師等から「当該診療施設のホームページ(以下、HP)で歯科医師による犬への歯科治療を謳った内容があり、獣医師法違反ではないか?」との情報提供があり、同様の内容で他県から国へも問い合わせがあった。当該診療施設は平成23年 2月に法人として開設し、管理獣医師 1名と診療獣医師 1名の計 2名の獣医師が勤務していた。

情報提供の翌日に診療の実態を把握するため巡回を行った。しかし、管理獣医師は不在だったた め法人の診療施設担当者に聞き取りを行ったところ、「診療施設には獣医師 2名の他に歯科医師が 1名勤務しており、歯科医師は獣医師に同席して診療行為にあたらない歯石除去とアドバイスを行 っている」との説明をうけた。しかし、HPには「歯科医師が犬の歯科治療を行う」との記載があ ったため、獣医師でなければ飼育動物の診療を業務としてはならないとする獣医師法第17条導守の 徹底を指導し、HPの記述について誤解を招く内容とならないよう注意を促した。前回の指導から 17日後、管理獣医師に指導を行うため再度巡回し、前回の指摘事項等について指導を行った。さら に 2日後、HPの訂正が行われた旨の連絡があったが、HPについて注意した事項が訂正されてい なかったため、管理獣医師へ注意を行ったところ、その 4日後にはHPの注意した内容の一部が訂 正された。訂正されなかったHPの内容については注意を続けたが、相談から約 2ヶ月半後の平成 23年 5月に問題となった事項がいまだに訂正されていなかったため、管理獣医師にHPの訂正を再 度注意したところ、注意した内容は 1度は訂正された。しかし、当該診療施設のHPの内容につい て、県および国へ再び複数の問い合わせがあり、平成24年 2月に 3回目の巡回を行った。巡回の中 では、歯科医師による治療は確認できなかったが、HPは「歯科医師が犬の歯科治療をしている」 と読み取られかねない文面であったため、誤解を招く表現について訂正するよう助言し、約 1ヶ月 後にHPは改められた。

指導の中で苦慮した点として、まず歯科医師は診療行為にあたらない歯石除去を行っているとされていたが、HP上は歯科医師が犬の治療を行うと読み取れる内容だった点がある。そのため、獣医師法第17条の遵守を徹底するよう計 3回の巡回指導を行った。次にHPは開設者が知人へ依頼して作成しており、開設者及び管理獣医師が訂正を行うことができなかった点がある。これについては開設者に対して改善されるまで根気づよく電話での注意喚起を行うことで対応した。

診療内容の特色について、HP上でアピールする診療施設は多くあるが、その内容が獣医師法及 び獣医療法に抵触する恐れのある場合は、今後も実態調査や法令遵守の指導をして対応する。また、 HPは広告に該当しないとされているが、その内容が県民に対し誤解を招くものである時は、内容 の訂正についても助言し、注意を促していく必要がある。

3 獣医師による動物用医薬品販売について

平成20年 7月から平成21年 7月までに他県の

警察から薬事法違反の疑いのあった診療施設について計 5回の捜査関係事項の照会があり、 当所に届出されている診療施設の情報を提供

表3 獣医師の他病院との兼務状況

	当該施設	病院A	病院B	病院C
獣医師 ①	管理獣医師	管理獣医師		
獣医師 ②	診療獣医師		管理獣医師	
獣医師 ③	診療獣医師			管理獣医師
獣医師 ④	診療獣医師	診療獣医師		診療獣医師

した。当該診療施設は平成19年に法人が開設した往診専門の施設であり、管理獣医師 1名、診療獣 医師 3名の計 4名の獣医師が勤務していた。ただし、これらの獣医師はそれぞれ他病院の管理獣医 師もしくは診療獣医師を兼務していた(表 1)。

平成21年 9月に警察から照会のあった診療施設の開設者が来所し、「動物用医薬品販売業の申請について教えて欲しい」との相談があり、許認可権限を持つ県央地域県政総合センター(以下、県央C)を紹介した。応対の中で、自ら診察しないで医薬品を処方してはならないとする獣医師法第18条の遵守事項について管理獣医師への確認が必要となり、管理獣医師への指導を決定した。

相談の約 2週間後、管理獣医師が開設者となっている他病院に巡回し、管理獣医師から聞き取りを行った。「診療は、全国のブリーダーを顧客に、出張して稟告を聞き、処方した薬は後日宅配で送っている」ということだった。しかし、実際は体重を聞いただけで処方しているようであったため、獣医師法第18条に基づく診察を伴った処方を徹底するよう指導した。また、管理獣医師は当該診療施設に週 2日しか勤務しておらず、開院日のうち週 2日しか勤務していない状況では管理者による適正な管理を定めている獣医療法第 5条に抵触する可能性があるので管理獣医師を変更するよう指導した。

指導の翌日、開設者及び管理獣医師が県央Cへ当該診療施設の動物用医薬品販売業の申請を行ったが、販売施設として不適合であり、再申請をするよう県央Cが指導した。約半月後、開設者は動物用医薬品の無許可販売で逮捕され、販売業の申請は取り下げられた。さらに約2ヶ月後に管理獣医師が医薬品の転売による薬事法違反で逮捕された。指導は中止され、平成24年4月に当該診療施設の廃止届が提出された。

獣医師の診察方法については、診療施設の定期巡回時に確認することが難しく、獣医師法第18条について獣医師への周知が不足していたと考えられた。そのため、今後は巡回時に事例紹介するなど獣医師法第18条の遵守を指導し、再発防止に努めていく必要がある。

まとめ

獣医事相談件数の増加や多様な獣医事問題の増加を受けて、診療施設に対しては平成22年度以降、診療施設の巡回件数を増すなどの指導を強化した。相談等の件数の増加があった平成22年度と平成23年度の相談等の内訳を平成21年度と比較すると、ほとんどの項目が増加していた(表 2)。中でも獣医療法第3条に関わる届出についての開設者等からの相談が最も多く、昨年度は49.4%を占めた。これは平成22年度以降に診療施設への巡回指導を重点に行ったことによるものと考えられる。そこで、開設届出時に来所した時や巡回時に、事例を掲載したリーフレットの配布や口頭指導等を行い、法の遵守を促している。さらに、当所職員へは指導用マニュアルや事例を掲載したQ&Aを用い指導対応の統一化を図り職員の知識向上にも努めている。